

[事案 2021-4] 新契約無効請求

・令和4年1月18日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-3] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年7月に銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険（生存給付金支払特約付）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分が死亡すると相続税が3,000万円かかるとして生前贈与を勧められ、生前贈与をするには本契約に加入しなくてはならないというような説明をされた。
- (2) 生存給付金を受け取ると贈与税がかかることの説明がなく、贈与税がかかることが分かっていたら契約しなかった。
- (3) 生命保険は非課税枠以上に加入しており、不要であった。
- (4) 自分の年齢（契約時80代半ば）では、外貨建保険は理解できない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人夫婦から提出を受けた所有資産資料にもとづき算出した相続税の概要を一覧表で説明し、相続税対策として生前贈与を提案したが、生命保険は生前贈与の手段のひとつとして提案している。
- (2) 募集人は、生存給付金は受取人に対する生前贈与になり、贈与税が課されることについて説明している。
- (3) 本契約の提案は、生前贈与を行なうためで、死亡保険金の非課税枠の確保を目的としたものではない。
- (4) 申立人は、為替リスクや商品特性等を理解した上で加入している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、勧誘の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者、申立人子および申立人孫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人らによる説明は、主に申立人配偶者に対して行われていたことが認められ、説明時に申立人が配偶者の隣に座っていたとしても、申立人に対して十分な説明がなされたといえるのか大いに疑問が残る。
- (2) 事情聴取において、募集人らによる贈与税の説明はあったものの、申立人は贈与税が課されることについて理解できていなかったことが窺えた。申立人が理解できなかった原因としては、上記(1)のような説明の仕方の他に、相続財産の現状の評価と贈与後の評価、贈与

税額と贈与後の相続税額などが記載された一覧表が、いずれも申立人配偶者宛で作成されており、その中に申立人に関する記載は含まれてはいるものの、申立人に対する説明資料としては十分とはいえない点にあったといえる。